

国民健康保険

病気やけがのときに安心して医療を受けられるよう、みんなで支え合う制度である、国民健康保険についてお知らせします。【広報ID】1003549

届け出をお忘れなく！

就職や退職などの異動が多くなるこの時期。新たに国民健康保険（以下、「国保」）に加入するときや、国保から他の健康保険に変わるときなどは、国保窓口★への届け出が必要です。

加入の届け出が遅れると、資格が発生した月までさかのぼって国保料が課税され、ま

めて納めることになります。また、国保から脱退する時は、届け出をしないと課税が続きます。届け出に必要な書類など詳しくは、健康保険課受付課係へお問い合わせください。

※転出・転入に伴う国保の加入・脱退の手続きは、住民票の届け出の際に、市民登録課登録係に手続き内容を確認してください

3月15日(金)から！

3月31日に任意継続が終了する人は国保加入の事前の届け出ができます

3月31日(日)で他の健康保険の任意継続資格が終了し、4月1日(月)から市の国保に加入することが決まっている人は、事前加入の届け出ができます。郵送でも届け出ができます。国民健康保険被保険者証（以下、「保険証」）は4月2日(火)から順次郵送します。

★国保窓口

- 健康保険課（市役所本庁舎1階）
- 都南総合支所
- 玉山総合事務所健康福祉課
- 各支所

国保窓口はこちらです！



産前産後期間相当分（4カ月分）の国保料が減額されます

子育て支援のため、**出産予定日又は出産日が令和5年11月1日以降**の国保被保険者の所得割額と均等割額が4カ月分（多胎妊娠の場合は6カ月分）減額されます。



届け出の方法

出産予定日の6カ月前から届け出できます。出産後の届け出もできます。

【持ち物】① 出産予定日または出産日や単胎、多胎妊娠の別を確認できる母子健康手帳などの写し② 本人確認書類③ 届出書（届出先の窓口や市ホームページから入手できます）

【届出先】健康保険課受付課係 ※免許証やマイナンバーカードなど

医療費の一部負担金の減免など

災害や事業の休・廃止により収入が激減し、かつ収入と預金額が生活保護基準より少ない人は、医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免が受けられることがあります。

※減免が受けられない場合でも、収入の状況によっては一部負担金助成の対象になる場合があります

詳しくは、健康保険課給付係へお問い合わせください！



高額医療費の払い戻しなど

医療費の自己負担額は、年齢や世帯所得に応じて1カ月当たりの限度額が決まっています。医療機関への支払いが限度額を超えた場合は、申請により払い戻しを受けることができます。

医療機関を受診後、2年間手続きができます。詳しくは健康保険課給付係へお問い合わせください。

医療費の払い戻しに必要なもの

- 保険証
- 医療費の領収書
- 銀行の口座番号
- 世帯主の印鑑

後期高齢者医療制度

75歳以上（一定の障がいがある方は65歳以上）の人が加入する健康保険が「後期高齢者医療制度」です。給付内容についてお知らせします。【広報ID】1003614

高額介護合算療養費の支給申請書を送付します

令和4年8月から令和5年7月までに支払った医療費と介護保険の自己負担額*の合計額が、表1の限度額を500円以上超えた場合、超えた分を高額介護合算療養費として払い戻します。

支給対象となる可能性がある人には、**令和6年3月上旬に申請書類を送付します**ので忘れずに申請してください。

自己負担額には、入院時の食事代や保険適用外の医療費などは含まれません。また、高額療養費や高額介護（予防）サービス費が支給された場合は、その額を差し引いた額になります。



表1 高額介護合算療養費の限度額（年額）

負担割合	所得区分	後期高齢者医療+介護保険の限度額
3割	現役並み所得者Ⅲ※1	212万円
	現役並み所得者Ⅱ※1	141万円
	現役並み所得者Ⅰ※1	67万円
2割	一般Ⅱ※2	56万円
	一般Ⅰ※2	
1割	低所得者Ⅱ※2	31万円
	低所得者Ⅰ※2	19万円

- ※1 現役並み所得者Ⅲ：住民税課税所得690万円以上
現役並み所得者Ⅱ：住民税課税所得380万円以上
現役並み所得者Ⅰ：住民税課税所得145万円以上
- ※2 一般：住民税課税世帯で医療費の負担割合が1割または2割の人
低所得者Ⅱ：住民税非課税世帯で低所得者Ⅰ以外の人
低所得者Ⅰ：世帯全員の所得が0円の人

医療費が高額になったら

1カ月の医療費の合計額が自己負担限度額を超える場合、超えた分を高額療養費として支給します。後期高齢者医療制度に加入し、初めて高額療養費の支給額が発生した人には、**診療月の約3カ月後に高額療養費支給申請書を送付します**ので、忘れずに申請してください。

一度申請書を提出すると、申請月以降に高額療養費の支給があるときは自動的に指定の口座に振り込みます。

自己負担限度額などについては、健康保険課高齢者医療係までお問い合わせください。



その他の給付など

- 後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った人（喪主）に葬祭費として3万円を支給します。
- 医師の指示でコルセットなどの治療用補装具を作製した、やむを得ず保険証を持たずに医療機関を受診した、医師が必要と認めたはり・きゅう、マッサージを受けた、海外渡航中に治療を受けたなどの場合は、医療費はいったん全額負担になりますが、**申請後に自己負担分を除いた額を療養費として支給**します。
- 医師の指示で緊急にやむを得ず重病人の入院・転院などの移送に費用がかかったときは、**移送費を支給**することがあります。

後期高齢者医療制度の問い合わせや届け出、相談はこちら

健康保険課
高齢者医療係
☎613-8439

ここに寄り添い いのちを守る いわて

■こころの健康パネル展

市の自殺に関する現状と取り組みの紹介、リーフレットの配架をします。

📅 3月15日(金)～29日(金) 📍 都南図書館(永井24)

■開運橋ライトアップ

国が定めた自殺対策のロゴマーク「いのち支える」に使われているオレンジや緑、ピンク、青色に点灯します。

📅 3月18日(月)～24日(日)、18時～21時

開運橋ライトアップ▶



3月は国の自殺対策強化月間です。一人で悩まず、相談してみませんか。

📞 健康増進課☎603-8309 📠 1042526

■東北電力ネットワーク(株)岩手支社無線鉄塔ライトアップ

ロゴマーク「いのち支える」に使われているオレンジや緑、ピンク、青色のいずれかの色に点灯します。

📅 3月22日(金)～31日(日)、18時～21時

「いのち支える」のロゴマーク▶ いのち支える

■こころの相談窓口

保健師などによる電話相談と、精神科医師による月1回(要予約)の面接相談。 📞 電話相談：平日9時～16時

こころの相談窓口一覧はこちら▶



モリガス暖房
ガスファンヒータープラン
暖房割

簡単 ● 燃料補給の手間はかかりません。

快適 ● イヤなにおいが気になりません。

速暖 ● スイッチONから5秒でポカポカ温風。

クッキングスタジオ フランメ
料理教室
参加者募集

ご案内・申込みはこちらから!

https://www.morioka-gas.co.jp/cooking-top/

盛岡ガス
TEL.019-653-1241
〒020-0066盛岡市上田二丁目19-56

身近にある総合病院 医大内丸メディカルセンター

内丸メディカルセンター 受付時間
平日 8:30～11:00 / 13:00～16:00
第1・4土曜日 8:30～11:00

歯科医療センター 受付時間
月・水・金曜日 8:30～17:00 (火・木曜日は16:00まで)
第1・4土曜日 8:30～11:30

岩手医科大学附属 内丸メディカルセンター
TEL. 019-613-6111